

懲罰制度の概要と審査状況

1 懲罰制度

懲罰とは、議員が地方自治法、会議規則及び委員会条例に違反した場合、議会が秩序を維持し品位を保持するため、制裁を科することをいいます。

懲罰の対象は、本会議や委員会など正規な議会活動の一環としての言動であることが必要です。事案の発生した日から3日以内に、議員定数の1/8以上の議員が連署し懲罰の動議を発議する必要があります。

動議が提出されたときは、本会議において発議者の説明後、委員会に付託されます。事案の当事者から申出があり、本会議又は委員会が認めた場合、一身上の弁明をすることができます。

委員会では、懲罰を科すか否か、科すとしたら4種類の懲罰の内どの懲罰を科すべきかを審査し、最終的に本会議で決定することになります。

2 懲罰の種類

- ・公開の議場における戒告
- ・公開の議場における陳謝
- ・一定期間の出席停止
- ・除名（議員の2/3以上の出席、3/4以上の同意が必要）

3 審査状況と今後の予定

令和7年4月21日現在、田中ゆうたろう議員に対する懲罰の件に関する主な審査状況等と今後の予定は次のとおりです。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----------------|---|----------------|---|----------------|---|-----------------|---|------------------------|---|-----------------|---|----------------|---|-------------|---|------|---|-------|
| 本会議等 | 2/19 事案発生 | ⇒ | 2/21 懲罰動議提出 | ⇒ | 3/18 発議者説明 | ⇒ | 3/18 一身上の弁明 | ⇒ | 3/18 懲罰特別委員会設置(12名) | ⇒ | 3/18 委員会付託 | | | | | | | | |
| 懲罰特別委員会 | 3/18 正副委員長互選 | ⇒ | 3/31 審査日程協議 | ⇒ | 4/3 参考人意見聴取 | ⇒ | 4/18 参考人意見聴取 | ⇒ | 4/18 発議者説明 | ⇒ | 5/12 参考人意見聴取 | ⇒ | 5/12 一身上の弁明 | ⇒ | 5/21 公聴会 | ⇒ | 意見開陳 | ⇒ | 委員会採決 |
| 本会議 | 報告 | ⇒ | 委員会審査結果 | ⇒ | 討論 | ⇒ | 議決 | | | | | | | | | | | | |

※今後の予定は変更になる場合があります。

懲罰関係例規

○地方自治法（抜粋）

〔懲罰理由等〕

第一百三十四条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

② 懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

〔懲罰の種類及びその手続〕

第一百三十五条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

② 懲罰の動議を議題とするに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

③ 第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

○杉並区議会会議規則（抜粋）

第 13 章 紀律

（秩序及び品位の尊重）

第 104 条 議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならない。

第 14 章 懲罰

（懲罰事犯及び発議権）

第 111 条 懲罰の動議は、文書をもつて所定の発議者が連署して議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。但し、第 92 条第 2 項の規定違反については、この限りではない。

（懲罰動議の会議）

第 112 条 懲罰の動議が提出されたときは、議長はすみやかに会議に付さなければならない。

（懲罰事犯の審査）

第 113 条 懲罰事犯の審査については、第 96 条の規定を準用する。

（一身上の弁明）

第 114 条 議員は、自己の懲罰事犯の会議及び委員会において、議会又は委員会の同意を得て、自ら弁明し、又は他の議員をして代つて弁明させることができる。

（出席説明要求）

第 115 条 委員会は、議長を経由して、事犯者及び関係議員の出席説明を求めることができる。

（戒告・陳謝）

第 116 条 公開の議場で戒告し、又は陳謝させようとするときは、委員会は、案文を報告書とともに議長に提出しなければならない。

2 戒告又は陳謝は、議会の決める戒告文又は陳謝文によつて、公開の議場で行わなければならない。

（出席停止）

第 117 条 出席停止は、7 日以内とする。

2 出席停止を命ぜられた者が、その期間内に会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は直ちに退去を命じなければならない。

（除名の不成立）

第 118 条 委員会で、除名すべきものとして報告した事犯について、議会において法第 135 条第 3 項の規定による議決がなかつた場合は、議会は他の懲罰を科することができる。

（懲罰の宣告）

第 119 条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は公開の議場で宣告する。

（資格決定の審査）

第 96 条 前条の要求については、議会は第 32 条第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。